

議事日程(第7号)

令和2年3月23日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願の取下げの件について
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 議案第41号 令和元年度由布市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第4 議案第2号 財産の無償譲渡について
- 日程第5 議案第3号 財産の貸付について
- 日程第6 議案第4号 由布市新市建設計画の変更について
- 日程第7 議案第5号 第二次由布市総合計画基本計画(後期)の策定について
- 日程第8 議案第6号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の廃止について
- 日程第9 議案第7号 由布市市民農園条例の制定について
- 日程第10 議案第8号 由布市歴史民俗資料館条例の制定について
- 日程第11 議案第9号 由布市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 由布市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 由布市印鑑条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第18号 由布市高校生等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第22 議案第20号 由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 日程第23 議案第21号 由布市市営雇用促進住宅条例の一部改正について
- 日程第24 議案第22号 由布市水道事業の設置に関する条例等の一部改正について

- 日程第25 議案第23号 由布市監査委員条例の一部改正について
日程第26 議案第24号 市道路線（中虎線）の認定について
日程第27 議案第25号 市道路線（長野上組北線）の認定について
日程第28 議案第26号 市道路線（上大六5号線）の認定について
日程第29 議案第27号 市道路線（向原筋甲斐線）の認定について
日程第30 議案第28号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議
について
日程第31 議案第35号 令和2年度由布市一般会計予算
日程第32 議案第36号 令和2年度由布市国民健康保険特別会計予算
日程第33 議案第37号 令和2年度由布市介護保険特別会計予算
日程第34 議案第38号 令和2年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
日程第35 議案第39号 令和2年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
日程第36 議案第40号 令和2年度由布市水道事業会計予算

追加日程

- 日程第1 閉会中の継続審査・調査申出書
日程第2 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願の取下げの件について
日程第2 請願・陳情について
日程第3 議案第41号 令和元年度由布市一般会計補正予算（第7号）
日程第4 議案第2号 財産の無償譲渡について
日程第5 議案第3号 財産の貸付について
日程第6 議案第4号 由布市新市建設計画の変更について
日程第7 議案第5号 第二次由布市総合計画基本計画（後期）の策定について
日程第8 議案第6号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の廃止について
日程第9 議案第7号 由布市市民農園条例の制定について
日程第10 議案第8号 由布市歴史民俗資料館条例の制定について
日程第11 議案第9号 由布市個人情報保護条例の一部改正について
日程第12 議案第10号 由布市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
日程第13 議案第11号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第14 議案第12号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部改正について

- 日程第15 議案第13号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 由布市印鑑条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第18号 由布市高校生等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第22 議案第20号 由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 日程第23 議案第21号 由布市市営雇用促進住宅条例の一部改正について
- 日程第24 議案第22号 由布市水道事業の設置に関する条例等の一部改正について
- 日程第25 議案第23号 由布市監査委員条例の一部改正について
- 日程第26 議案第24号 市道路線（中虎線）の認定について
- 日程第27 議案第25号 市道路線（長野上組北線）の認定について
- 日程第28 議案第26号 市道路線（上大六5号線）の認定について
- 日程第29 議案第27号 市道路線（向原筋甲斐線）の認定について
- 日程第30 議案第28号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第31 議案第35号 令和2年度由布市一般会計予算
- 日程第32 議案第36号 令和2年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第33 議案第37号 令和2年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第34 議案第38号 令和2年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第35 議案第39号 令和2年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第36 議案第40号 令和2年度由布市水道事業会計予算

追加日程

- 日程第1 閉会中の継続審査・調査申出書
- 日程第2 議員派遣の件について

出席議員（17名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 佐藤 孝昭君 | 2 番 高田 龍也君 |
| 3 番 坂本 光広君 | 4 番 吉村 益則君 |

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 5番 | 田中 廣幸君 | 6番 | 加藤 裕三君 |
| 7番 | 平松惠美男君 | 8番 | 太田洋一郎君 |
| 9番 | 加藤 幸雄君 | 10番 | 鷺野 弘一君 |
| 11番 | 長谷川建策君 | 12番 | 佐藤 郁夫君 |
| 13番 | 渕野けさ子君 | 14番 | 田中真理子君 |
| 15番 | 工藤 安雄君 | 16番 | 甲斐 裕一君 |
| 17番 | 佐藤 人已君 | | |

欠席議員（なし）

欠 員（3名）

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|----|--------|----|--------|
| 局長 | 栗嶋 忠英君 | 書記 | 一野 英実君 |
| 書記 | 雨宮 輝明君 | | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|---------|---------|--------|
| 市長 | 相馬 尊重君 | 副市長 | 太田 尚人君 |
| 教育長 | 加藤 淳一君 | 総務課長 | 一尾 和史君 |
| 財政課長 | 馬見塚量治君 | 総合政策課長 | 佐藤 公教君 |
| 会計管理者 | 首藤 康志君 | 建設課長 | 佐藤 洋君 |
| 福祉事務所長兼福祉課長 | | | 佐藤 厚一君 |
| 健康増進課長 | 馬見塚美由紀君 | 子育て支援課長 | 小野嘉代子君 |
| 商工観光課長 | 溝口 信一君 | | |
| 挾間振興局長兼地域振興課長 | | | 大久保隆介君 |
| 庄内振興局長兼地域振興課長 | | | 生野 浩一君 |
| 湯布院振興局長兼地域振興課長 | | | 衛藤 浩文君 |
| 教育次長兼教育総務課長 | | | 衛藤 哲男君 |
| 消防長 | 古長 清治君 | | |

午前10時00分開議

○議長（佐藤 人已君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の委員会審査、また、現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願い申し上げます。

引き続き、感染予防対策として、マスクの着用を許可します。

ただいまの出席議員数は17人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第7号により行います。

○議長（佐藤 人已君） まず、日程第1、請願の取り下げの件についてを議題とします。

請願受理番号6、産業廃棄物安定型最終処分場の事業計画に反対する請願については、産業建設常任委員会に付託いたしました。請願者からお手元に配付のとおり、取り下げる旨の申し出がありました。

ここで、常任委員長に審査の経過について報告を求めます。太田洋一郎君。

○産業建設常任委員長（太田洋一郎君） 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員長の太田洋一郎です。

請願の取り下げについて御報告申し上げます。

令和元年第4回定例会にて提出されました請願受理番号6の産業廃棄物安定型処分場の事業計画に反対する請願についてでございますが、令和2年3月16日に請願者よりお手元に配付のとおり、請願取り下げ申出書が提出されております。

これは、挾間町山口自治区で計画されている同処分場の建設に議会として反対してほしい旨の請願でありましたが、当常任委員会において継続審査中でありましたが、諸般の事情により、今回請願を取り下げるということで、審査を中止しましたことを御報告申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 人已君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております請願受理番号6の請願の取り下げの件については、請願者からの申し出のとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 異議なしと認めます。よって、請願受理番号6の請願の取り下げの件については、これを承認することに決定しました。

○議長（佐藤 人已君） 次に、日程第2、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会にて付託いたしました請願1件及び陳情1件について、各常任委員長に審査の経過と

結果について、報告を求めます。

まず、総務常任委員長、長谷川建策君。

○総務常任委員長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長の長谷川建策です。

陳情審査の報告をいたします。

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

日時、令和2年3月9日月曜日、審査、まとめ。場所、本庁舎新館3階第1委員会室。出席者、記載のとおりです。書記、議会事務局。

受理番号8、受理年月日、平成29年11月27日、件名、私達は、市に対して、本件土地の売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することを求めます。

委員会の意見、平成29年第4回定例会において継続審査となったものである。

塚原全共跡地での太陽光発電施設事業計画において、由布市が湯布院塚原プロパティ合同会社との間で締結した土地売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することを求めるものである。

委員から、さらに審査を要するとの意見が出された。

慎重に審査した結果、継続審査すべきと決定。審査結果、継続審査。

以上、報告を申し上げます。

○議長（佐藤 人已君） 次に、産業建設常任委員長、太田洋一郎君。

○産業建設常任委員長（太田洋一郎君） 産業建設常任委員長の太田洋一郎です。

請願審査の報告をいたします。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告申し上げます。

日時、令和2年3月9日月曜日、請願の審査。13日金曜日、請願審査、まとめ。場所でございますが、本庁舎新館3階第3委員会室。出席者は記載のとおりでございます。書記は議会事務局。

受理番号8番、件名、市道認定に関する請願について。

本請願は、由布市湯布院町川南547番地2付近から川南591番地1付近の里道の市道編入を求めるものでございます。

委員会では、さらに審査、確認を要するという意見が出されました。

慎重審査の結果、継続審査と決定いたしました。

御審議方、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤 人已君） 各委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告のとおり、請願受理番号8、市道認定に関する請願について及び陳情受理番号8、私達は、市に対して、本件土地の売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することを求めますは、継続審査となっています。

○議長（佐藤 人已君） 次に、日程第3、議案第41号、令和元年度由布市一般会計補正予算を議題とします。

市長から、新たに議案1件が上程されております。

市長に、議案第41号の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、提案理由の御説明をいたします。

議案第41号、令和元年度由布市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ2,593万9,000円を追加し、予算総額を184億47万3,000円にお願いをするものでございます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に対応するもので、中小企業への支援や、小中学校の休校に伴う児童クラブ等への補助金、また感染拡大防止事業として、児童クラブや保育園等への補助金を計上したところでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 人已君） 市長の説明が終わりました。

次に、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（馬見塚量治君） 財政課長です。

議案第41号について詳細説明をいたします。補正予算書をお願いいたします。

議案第41号、令和元年度由布市一般会計補正予算（第7号）、令和元年度由布市の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,593万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億47万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

令和2年3月23日提出、由布市長。

1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を2ページまで記載をしてござ

います。

3ページをお願いいたします。3ページには、第2表、繰越明許費補正です。今回補正でお願いする感染予防対策事業をお願いするものです。

4ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正です。中小企業者への支援として、新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金の借入れに対して、借入額の1,000万円以内について1.3%以内の利子を助成するものです。

5ページをお願いいたします。

5ページからは、補正予算事項別明細書を掲載してございます。

8ページをお願いいたします。歳入でございます。

15款2項2目子ども・子育て支援交付金は、歳出の3款2項2目のうち、保育所活動推進事業を除く事業の財源となっています。

その下の保育対策総合支援事業費補助金は、保育所活動事業の財源です。

次のページをお願いいたします。歳出です。

3款2項2目、上から3番目の区分3、児童健全育成事業の1,684万2,000円のうち、934万2,000円につきましては、休校に伴う放課後児童クラブの開所時間の延長分として、春休みまでの18日分の追加分です。

残りの750万円につきましては、感染拡大防止対策として、1施設当たり上限50万円を補助するもので、ここでは15の児童クラブに対するものでございます。

以下同じ、拡大防止策といたしまして、その2つ上の区分1では、地域子育て支援拠点など6施設事業に対して、次の区分2では、市内の10の保育施設に対して、その下の区分4では、2つの病児保育施設に対するものでございます。

その下の4款1項4目区分1、感染予防対策事業は、マスク5万枚、消毒液、防護服500セットの購入費となっております。

それでは、次のページをお願いいたします。14款1項1目予備費でございます。

今回の補正の財源として調整をさせていただいております。

以上で、議案第41号の詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 人巳君） 詳細説明が終わりました。

お諮りします。ただいま上程しました議案第41号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、ただちに全員による審議にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、ただちに全員による審議とすることに決定しました。

それでは、議案第41号、令和元年度由布市一般会計補正予算（第7号）を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。太田洋一郎君。

○議員（8番 太田洋一郎君） 質疑でございますけれども、先ほどの説明の中で、4款1項4目の需用費の中で防護服等とありましたけれども、これ手に入るのでしょうか。今、非常に品薄であるということでお聞きしておりますけれども、そのところをお伺いいたします。

○議長（佐藤 人已君） 健康増進課長。

○健康増進課長（馬見塚美由紀君） 健康増進課長です。お答えいたします。

今、マスクそれから消毒液、防護服等、大変品薄になっておりますが、一応、業者のほうに発注をかけまして、手に入り次第購入をさせていただくという段取りになっております。

以上です。

○議長（佐藤 人已君） 太田洋一郎君。

○議員（8番 太田洋一郎君） では、手に入る可能性があるということで、例えば早急にこういった自治体には回していただけるような、そういう仕組みに今まだ多分なっていないと思うんですけども、それも鑑みて、いち早く入手できるように御尽力いただきたいというふうに思っております。答弁結構です。

○議長（佐藤 人已君） ほかにございませんか。浏野けさ子さん。

○議員（13番 浏野けさ子君） この補正予算が最終日に間に合ったということは、上程されたということは非常にありがたいことだなというふうに思っております。

また、4ページの債務負担行為の補正等も緊急対策特別資金利子補給等も出されております。全体的なことをこれは市長にお聞きしたいんですけども、この新型コロナウイルス対策についての政府が緊急対応策として働く方々の支援だとか、きょう上程されたこともそうなんですけども、あと、企業経営者の支援からいろんな雇用調整助成金だとか、マル経融資の金利引下げだとか、実質無利子、無担保の融資を行うことだとか、これからすごくそういう相談が多いと思うんです。恐らく窓口、商工観光ですか、いろんなところでしてくださっていると思うんですけども、生活総合支援等も含めて、融資はここはこういう相談を受けていますよという、そういう情報の発信をしていただけるのかどうか、していただきたいというふうに思っているんですけど、これからさまざまな相談があると思います。

別府市なんかは総合相談窓口をちゃんとコロナウイルスに対しての、これは一つの災害ですから、設置特別にしていたんですけども、今後、市民が不安なことを相談する、例えば個人経営者だとか、中小企業の方だとか、いろんな生活面だとか相談があると思うんですけども、そういったことのわかりやすい相談をお受けするところがあれば助かりますが、どのように考えていま

すでしょうか。

○議長（佐藤 人巳君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをいたします。

これまでの間もいろんなチラシ等で、商工会を通じて企業者の皆さんにも相談窓口の電話番号を記したものを配布したり、また説明会を開催したりしてきたところでございます。

今後もそういった相談件数はふえるものというふうに認識しておりますので、十分な周知とともに、体制整備につきましても検討をしていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） 渕野議員。

○議員（13番 渕野けさ子君） 時期が時期で、人事異動の時期と重なりますので、新しく担当される課長さん、また、あるいは職員の方々、全身全霊でそういう市民の困ったこと、不安なことを払拭するために、これまでもそうなんですけども、これからもどうかきめ細かな相談の受け付けを対応していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。回答要りません。

○議長（佐藤 人巳君） ほかにございませんか。2番、高田龍也君。

○議員（2番 高田 龍也君） 補正予算書の4ページ、追加事項、新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給についてですが、この保証の利子を融資を保証するということなんですが、これはセーフティネット等で借り受けをされる方々の利子について保証するものでしょうか。お願いいたします。

○議長（佐藤 人巳君） 商工観光課長。

○商工観光課長（溝口 信一君） 商工観光課長でございます。お答えいたします。

今、議員さんおっしゃるとおり、セーフティネットの認証を受けた方々に融資を利子補給をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 人巳君） 高田龍也君。

○議員（2番 高田 龍也君） ありがとうございます。

この由布市内における事業者にとっては大変ありがたい制度を今、由布市はしてくれているんだなと思っておりますが、セーフティネットの保証対象となる企業者なんですが、今回、由布市の基金から財源として基金でいいんですか。財源は何でしょうか。

○議長（佐藤 人巳君） 財政課長。

○財政課長（馬見塚量治君） お答えをいたします。

今回、債務負担行為ということで、またそういった事態が生じた場合には補正予算なりで対応

していきたいと思っております。

財源につきましては、結局、一般財源という形になりますけれども、基金となるか、一般財源となるかというところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 人巳君） 高田龍也君。

○議員（2番 高田 龍也君） 一般財源になるであろうと思いますが、そうすると、セーフティーネットの対象となる事業者の中には農業事業者が含まれていないんですよね、農業生産事業者。となると、由布市の一般財源を使うとなると、由布市におけるいろんな企業がありますが、農業者もいるということになりますので、その漏れがないようにぜひお願いしたいと思います。

農業生産者は、現状、今売るものが生産されて、売る場所が由布市でいうと観光業者さんのほうに卸をしていたので、もととなる観光業、旅館業が買ってくれないとなると、せっかくなつくっているものが売れないというふうになると、農業者は自分で収入がなくなってしまうんですね。そのセーフティーネットのほうで農業者が融資を受けようと思っても受けられない、農業というものはセーフティーネットから抜けていますので、いろいろ調べると農業に関してはいろいろな金融的な補助があるので、セーフティーネットは使えないという話なんですけど、今年がかわってからの景気が下がってきている現状で、またコロナが出てきて、景気が下がっている中でただちに融資をいただきたい農業者の方々、生活ができないふうになってしまうと何もできなくなってしまいます。コロナが収まった後で融資の金額が入ってきては、現状苦しい農業者さんは多々出てくると思いますので、一つ提案なんですけど、ぜひ由布市のほうで現状をつくった方がいいが売り先が今、販売量が減っているという現状を見て、由布市のほうで今生産しているものをどうか直売会か日銭というか、つくったものが収入にかわるような仕組みを何かつくっていただければ、この現状の追加された議案の中に漏れている農業者を救うという考えを持っていただきたいなと思うんですが、市長、どうでしょうか。

○議長（佐藤 人巳君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをします。

農業者に関しましては、国の制度がこのコロナに対して新たな融資制度が設けられております。その点については、今、農政課が各農家等に周知をしているところでございますけども、その融資制度は無利子になっておりますので、今回の利子補給からは除いたという経緯がございます。ですから、その制度をぜひ使っていただけるように、今後とも周知をしてまいりたいと思います。

また、生產品の販売の促進については、今ちょっといろんな関係者で協議を進めているところでございますし、今後、その必要があるものについてはできる限り行っていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 人已君） 商工観光課長。

○商工観光課長（溝口 信一君） 商工観光課長でございます。お答えいたします。

一番大切なことはやっぱり市民の皆様の安心・安全、そして経済の活性化だと思っております。先ほど、議員おっしゃられましたように、この緊急対策の利子補給につきましては、市のセーフティネットの認証、そして危機管理保証の認定を受けた者という形でございますので、多くの農業関係者の方はこの利子に該当しないという形でございますけれども、今、市長申し上げましたように、たくさんの対策がございますので、十分農政課と協議をしながら、市民の皆様の安全・安心、そして地域の活性化に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 人已君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、41号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人已君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤 人已君） 次に、日程第4、議案第2号、財産の無償譲渡についてから、日程第36、議案第40号、令和2年度由布市水道事業会計予算までの33件を一括議題とします。

付託しております各議案について、常任委員長及び特別委員長に、それぞれの議案審査に係る経過と結果について、報告を求めます。

まず、総務常任委員長、長谷川建策君。

○総務常任委員長（長谷川建策君） 総務常任委員長の長谷川建策です。

委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時、令和2年3月9日、議案審査、まとめ。場所、本庁舎新館3階第1委員会室。出席者、記載のとおりです。担当課、総務課、総合政策課、市民課、監査・選挙管理委員会。書記は議会

事務局です。

まず事件の番号、議案第4号、由布市新市建設計画の変更について。

経過及び理由。

東日本大震災に伴う、合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の公布により、合併特例債を起債することができる期間が延長されたことに伴い、新市建設計画の期間の延長を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第5号、第二次由布市総合計画基本計画（後期）の策定について。

経過及び理由。

現在の社会情勢や、事業の進捗状況、また国・県における新たな戦略の策定を受け、1年前倒しして、今後の市の総合的かつ計画的行政運営を図るため、後期基本計画を策定し、由布市議会の議決事件に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

委員会として、本計画の推進に当たっては、目標を達成、実現できるよう他市の成功例等も検証した上で、具体的かつ有効な手段を持って事業実施に努めるように意見を付す。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第9号、由布市個人情報保護条例の一部改正について。

経過及び理由。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、要配慮個人情報の定義や他の地方公共団体等の実施機関へのオンライン結合、情報提供等について定めるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第10号、由布市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓について定めるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第11号、由布市職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

正規の勤務時間以外の時間における、断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる、時間数の上限等について定めるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第12号、由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に準じて、選挙長等の報酬額を見直すもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第13号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

市の現在の財政状況を鑑み、本年4月から来年3月までの間、市長、副市長、教育長の給料月額について、3%の減額措置を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第14号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

職員の職務を分類する基準となる等級別基準職務表を改正するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第15号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

この議案は、議案第13号と同様の理由により、職員についても、本年4月から来年3月までの間、給料月額について7級在職者は2%、6級以下は1%の減額措置を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第16号、由布市印鑑条例の一部改正について。

経過及び理由。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、本条例中の成年被後見人を意思能力を有しない者と改正するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第23号、由布市監査委員条例の一部改正について。

経過及び理由。

地方自治法の改正に伴い、本条例の整備を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第28号、大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について。

経過及び理由。

大分都市広域圏において検討された圏域内での公共施設の相互利用システムについて、新たに追加提案のあった大分市の公の施設の一部を由布市ほか5市1町の住民利用に供するため、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づく協議について、議会の議決を求めるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上、御可決願います。

○議長（佐藤 人已君） 次に、教育民生常任委員長、瀧野けさ子さん。

○教育民生常任委員長（瀧野けさ子君） 教育民生常任委員会委員長、瀧野けさ子。

委員会審査報告書。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時、令和2年3月5日、6日、議案審査まとめ。場所は本庁舎新館3階第2委員会室。出席者は教育民生常任委員全員でございます。担当課は社会教育課、子育て支援課。書記は議会事務局でございます。

裏面をお開きください。

事件の番号、議案第8号、由布市歴史民俗資料館条例の制定について。

経過及び理由。

本議案は、陣屋の村自然活用施設条例の廃止に伴い、新たに由布市歴史民俗資料館を設置する条例。

条例設置に当たり、市内においての認知度が低いので、一人でも多くの市民に知らせるため、また市外から訪れる人のためにも案内板設置も含め啓発の工夫をし、予算計上を望む。歴史民俗の資料をもとに学校教育課との連携で学びの場となるよう意見を付した。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果は、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第17号、由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

経過及び理由。

由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもの。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、平成32年3月31日から令和5年3月31日とするもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第18号、由布市高校生等医療費の助成に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

由布市高校生等医療費の助成に関する条例の一部を改正するもの。

高校生等医療費助成事業の実施状況を勘案し、助成対象者の要件を見直すことによるもの。

条例の一部改正に当たり意見として、適応の要件の内容で市内居住者対象としながら転入者に対しても緩和することを望む。

医療費の基金がこのままだと令和7年頃には枯渇するおそれがあるため、財源確保の対策も早期に考えることを望む。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

慎重審査の上、御可決賜りますようによりしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 人已君） 次に、産業建設常任委員長、太田洋一郎君。

○産業建設常任委員長（太田洋一郎君） 産業建設常任委員長の太田洋一郎です。

委員会審査の結果報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告申し上げます。

日時、令和2年3月9日月曜日、議案審査まとめ。場所、本庁舎新館3階第3委員会室。出席者は記載のとおりでございます。担当課も記載のとおりでございます。書記は、議会事務局。

事件の番号、議案第2号、財産の無償譲渡について。

経過及び理由。

本議案は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議案別紙「市有財産無償譲渡仮契約書中「別紙物件目録」」に記載する財産を、議案に記載する相手方に無償で譲渡するとの議決を求めるもの。

担当課より、記載されていない財産があった場合は目録を両方で協議し、見直すとの説明を受けました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第3号、財産の貸付について。

経過及び理由。

本議案は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議案別紙「市有地賃貸借仮契約書中「別紙貸付物件目録」」に記載する財産を、議案に記載する相手方に減額して貸し付けるとの議決を求めるものです。

当委員会としては、返還等が生じた場合の費用面に関する事項については、法律面を鑑み十分検討することとの意見が出ました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第6号、由布市陣屋の村自然活用施設条例の廃止について。

経過及び理由。

本議案は、由布市陣屋の村自然活用施設条例を廃止する条例を定めるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第7号、由布市市民農園条例の制定について。

経過及び理由。

本議案は、議案第6号の廃止に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定により、由布市市民農園を設置する条例を定めるもの。

当委員会として、農園の使用率を上げるために指定管理等を視野に入れて管理体制の整備も検討するとの意見が出されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第19号、由布市市営住宅条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、公営住宅法及び民法の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第20号、由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、民法の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第21号、由布市市営雇用促進住宅条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、公営住宅法及び民法の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

当委員会として、この改正を契機として入居者を増加させてほしいとの意見が出されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第22号、由布市水道事業の設置に関する条例等の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、地方自治法の改正及び由布市水道事業における給水人口等の推計値の確定に伴い条例の一部を改正するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第24号、市道路線（中虎線）の認定について。

経過及び理由。

本議案は、市道認定の請願採択があった公衆用道路を市道として認定を行うもの。

起点、由布市庄内町長野1246番1地先、終点、由布市庄内町長野275番地先、延長、577.4メートルの道路。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第25号、市道路線（長野上組北線）の認定について。

経過及び理由。

本議案は、市道認定の請願採択があった公衆用道路を市道として認定を行うもの。

起点、由布市庄内町長野1326番地先、終点、由布市庄内町長野1517番地先、延長、346メートルの道路。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第26号、市道路線（上大六5号線）の認定について。

経過及び理由。

本議案は、寄付された公衆用道路を市道として認定を行うもの。

起点、由布市挾間町下市502番地27地先、終点、由布市挾間町下市502番地28地先、延長、31.7メートルの道路。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第27号、市道路線（向原筋甲斐線）の認定について。

経過及び理由。

本議案は、寄付された公衆用道路を市道として認定を行うもの。

起点、由布市挾間町向原222番3地先、終点、由布市挾間町向原223番20地先、延長、87.4メートルの道路。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

御審議、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 人已君） 次に、予算特別委員長、甲斐裕一君。

○予算特別委員長（甲斐 裕一君） 予算特別委員会委員長、甲斐裕一でございます。

委員会審査報告書。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時、令和2年2月26日、27日、3月10日、3月11日、3月16日、以上。詳細説明、審査、まとめを行いました。場所は本庁舎議場ほか。出席者は記載のとおりでございます。担当課は全課。書記は議会事務局。

付託事件名、議案第35号、令和2年度由布市一般会計予算、議案第36号、令和2年度由布市国民健康保険特別会計予算、議案第37号、令和2年度由布市介護保険特別会計予算、議案第38号、令和2年度由布市後期高齢者医療特別会計予算、議案第39号、令和2年度由布市農業集落排水事業特別会計予算、議案第40号、令和2年度由布市水道事業会計予算。

審査の経過及び結果。

本委員会は、全議員で構成する予算特別委員会として、令和2年2月26日、27日、3月10日、11日、16日の5日間委員会を開催し、付託された各議案について関係職員から詳細な説明を受け、87項目の質疑と関連質疑、さらに分科会を通して細部にわたって慎重な審査を行いました。

その結果、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号の6件につきましては、いずれも全員一致で、原案可決すべきと決定いたしました。

なお、本委員会に付託議案については、分科会報告では、特に委員会に付す意見もなく、各分科会を通して慎重な審査が行われたことを報告いたします。

慎重審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 人已君） 各委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを再度お願いしておきます。

まず、日程第4、議案第2号、財産の無償譲渡についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第3号、財産の貸付についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号、由布市新市建設計画の変更についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号、第二次由布市総合計画基本計画（後期）の策定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第6号、由布市陣屋の村自然活用施設条例の廃止についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人已君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第7号、由布市市民農園条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人已君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第8号、由布市歴史民俗資料館条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人已君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第9号、由布市個人情報保護条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第10号、由布市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第11号、由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起

立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第12号、由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第13号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第14号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第15号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をします。再開は11時15分とします。

午前11時03分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（佐藤 人巳君） 再開します。

次に、日程第18、議案第16号、由布市印鑑条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第17号、由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第18号、由布市高校生等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起

立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第19号、由布市市営住宅条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第20号、由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第21号、由布市市営雇用促進住宅条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人已君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第22号、由布市水道事業の設置に関する条例等の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人已君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第23号、由布市監査委員条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第24号、市道路線（中虎線）の認定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第25号、市道路線（長野上組北線）の認定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第26号、市道路線（上大六5号線）の認定についてを議題として、

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第27号、市道路線（向原筋甲斐線）の認定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第28号、大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第35号、令和2年度由布市一般会計予算を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第36号、令和2年度由布市国民健康保険特別会計予算を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第37号、令和2年度由布市介護保険特別会計予算を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第34、議案第38号、令和2年度由布市後期高齢者医療特別会計予算を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第35、議案第39号、令和2年度由布市農業集落排水事業特別会計予算を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号の採決をします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第36、議案第40号、令和2年度由布市水道事業会計予算を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をします。

午前11時31分休憩

.....

午前11時32分再開

○議長（佐藤 人巳君） 再開します。

お諮りします。

ただいま各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。

ついては、この提出案件1件及び会議規則第166条の規定による議員派遣の件についての計2件を日程に追加し、追加日程第1及び第2として、議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続審査・調査申出書及び議員

派遣の件についての2件は、追加日程第1及び第2として、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（佐藤 人巳君） まず、追加日程第1、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますように、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

追加日程第2. 議員派遣の件について

○議長（佐藤 人巳君） 次に、追加日程第2、議員派遣の件についてを議題とします。

会議規則第166条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定いたしました。

○議長（佐藤 人巳君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

これで、令和2年第1回由布市議会定例会を閉会します。大変御苦労さまでした。

午前11時35分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員